ふれあい館の利用受付について

令和９年１月から

１．予約受付の開始時期について（町民優先）

町内の方と町外の方で、予約受付開始日が異なります。

・町内団体（町民）： 利用日の２ヶ月前より予約可能です。

・町外：利用日の１ヶ月前より予約可能です。

例） １月２０日に利用する場合

→町内の方は「１１月２０日」から、町外の方は「１２月２０日」から予約可能。

２．予約方法について（仮押さえの廃止）

原則として、お電話等での予約や仮押さえは出来ません。窓口にお越しいただき「申込書の記入」及び「使用料の納入」が完了し、「使用許可書」を受け取った時点で予約の確定となります。

３．利用時間の上限について（体育館のみ）

利用希望が集中しやすい「体育館」に限り、以下の制限を設けます。

・体育館：１日につき、１団体（個人）「最大４時間」まで

・その他の施設（研修室等）：利用時間の制限はありません。

４．例外事項・特例について

以下の場合は、上記の制限（電話予約不可・時間制限）が免除されます。

＜大会・行事利用の特例＞

事前の参加者募集や告知が不可欠な「大会」や「行事」の目的で利用する場合に限り、特例として「お電話での予約」を認めるとともに、体育館の「最大４時間」の制限を免除いたします。

※適用にあたっては、大会要項や募集チラシなど、行事の日程・内容が客観的にわかる資料をご提示いただく場合があります。

＜使用料免除団体の特例＞

使用料の免除対象となっている団体が利用する場合に限り、特例として「お電話での予約」を認めるとともに、体育館の「最大４時間」の制限を免除いたします。

＜特別な事情がある場合の特例＞

上記に関わらず、町が特に必要と認める特別な事情がある場合は、この限りではありません。

５．予約のキャンセル及び使用料の還付について

予約確定後に利用者都合でキャンセルをされた場合、納入済みの使用料は還付いたしませんので、あらかじめご了承ください。やむを得ず予約を取り消す場合は、速やかに施設へご連絡ください。

６．注意事項

・町や教育委員会の主催事業（イベントや大会など）の予定が入った場合、既に予約済みであっても利用の取り消しや変更をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

・施設の壁、窓ガラス、照明・空調設備等を破損する恐れのある用具（ボール等）を使用した活動はご遠慮ください。また、万が一、施設や備品を破損・汚損した場合は、決して放置せず速やかに管理人に申し出てください。

南幌町役場 総務課財務係 TEL:011-398-7012